顕彰規則

(平成4年3月23日規則第6号)

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉に貢献し、その功績顕著なるものを顕彰し、福祉の一層の増進を図ることを目的とする。

(種類)

第2条 顕彰の種類は、表彰及び感謝とする。

(対象)

- **第3条** 顕彰は次に掲げるものについて、社会福祉法人豊田市社会福祉協議会長(以下「会長」 という。)がこれを行う。
 - (1) 地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの
 - ア 民生委員・児童委員
 - イ 自治区長
 - ウ保護司
 - エ 社会福祉団体の役員
 - オ 民間社会福祉施設の従事者
 - 力 各種相談員
 - (2) 福祉活動で特に市民の模範となるもの
 - ア ボランティア活動に功労のあるもの
 - (3) その他特に顕彰することを適当と認めるもの
 - ア 社会福祉法人豊田市社会福祉協議会の役員等
 - イ 高齢者又は心身障がい者の介護者
 - ウ その他社会福祉事業推進に功労のあるもの

(時期)

第4条 顕彰は、豊田市社会福祉大会でこれを行う。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。

(選考)

- 第5条 会長は、表彰及び感謝の対象となるものの推薦を受けたときは、豊田市社会福祉協議 会顕彰者選考委員会(以下「委員会」という。)の意見を聞いて、決定するものとする。ただ し、金銭及び物品の寄付者に対する顕彰はこの限りでない。
- 2 委員会に委員長を置き、事務局長をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、事務局次長、地域福祉推進室長及び総務課長をもって充てる。ただし、 委員長が必要あると認めるときは、臨時に委員を加えることができる。
- 4 委員長は、会務を掌理する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによ

る。

7 委員会の事務局は、総務課内に置く

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 顕彰規程(昭和62年規程第7号)は、廃止する。

附 則(平成4年9月22日規則第18号)

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 24 日規則第 5 号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成 23 年 5 月 28 日規則第 6 号)

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成28年5月27日規則第4号)

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成 30 年 4 月 1 日規則第 12 号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。